



# 消費生活センターだより

## 暮らしのスクラム



### 定期購入のトラブル増加！

～契約の条件をよく確認しましょう～

#### 事例①

「ダイエットサプリ、お試し500円」というSNSの広告を見て申し込んだ。1か月後、同じ商品が届いたので問い合わせると、「5回購入が条件の定期購入なので解約できない」と言われた。

#### 事例②

ネット広告から、初回500円の商品を契約。次回発送日の10日前までに解約の連絡をすれば、いつでも解約できるという条件だった。初回の商品が届き、解約するため販売業者に電話したが、混み合っていて繋がらず、2回目の商品が届いた。



### アドバイス

- 通信販売にクーリング・オフ（無条件解約）の制度はありません。  
→サイト内に書かれている条件に従うことになります。
- 注文する前に、販売サイトをすみずみまで確認しましょう。
  - ✓定期購入になっていませんか？
  - ✓定期購入の場合、期間や回数が決められていませんか？
  - ✓支払う総額はいくらですか？
  - ✓解約・返品できる場合、解約・返品の条件（返品特約）を確認しましたか？
  - ✓利用規約の内容を確認しましたか？



#### <注文後のトラブルに備えて>

- サイトの表示や最終確認画面などの契約内容をスクリーンショットなどで保存しましょう。
- 業者とのやり取り（電話の履歴やメモ、メール、SNS）も保存しておきましょう。

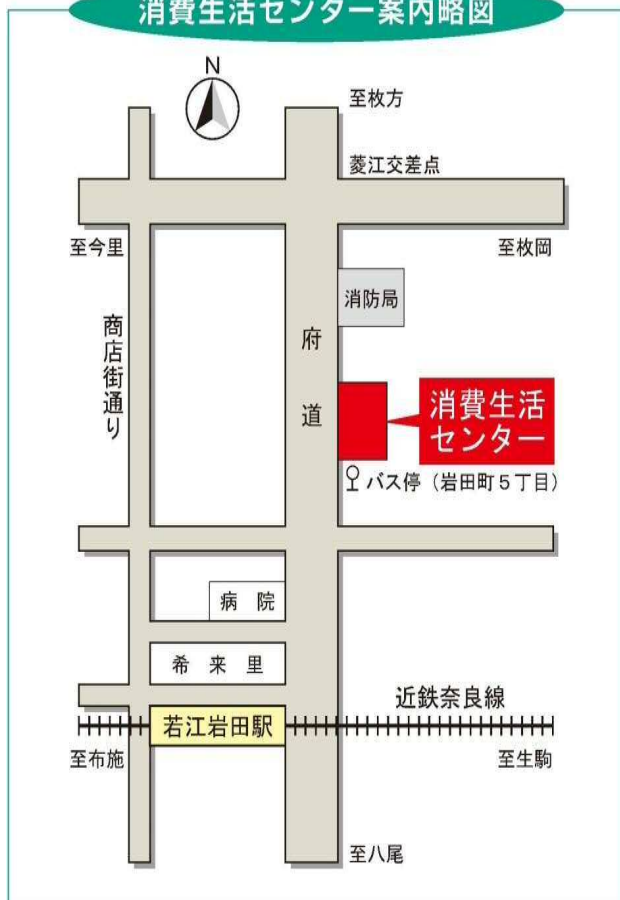
発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！



# 消費生活センターご案内

## 消費生活センター案内略図



## 〈消費生活相談窓口は〉

### ●電話

072-965-0102

### ●受付時間

午前9時30分～午後4時まで

(土・日・祝休日・年末年始を除く)

※来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

### ●交通

近鉄奈良線若江岩田駅下車

北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002 (事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

## …相談窓口ではこんなことをしています…

- ◆ 自主交渉の助言……消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん……契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介……センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介します。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

## ★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情
- ◆ 損害賠償の請求

## 〈土曜・日曜の相談窓口〉 (年末年始を除く)

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

ともに午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで

## 〈土曜・日曜・祝日の相談窓口〉 (年末年始を除く)

消費者ホットライン 局番なしの「188(いやや!)」番 午前10時から午後4時まで